

不 競 法	判決年月日	令和 7 年 3 月 2 5 日	担 当 部	知財高裁第 2 部
	事 件 番 号	令和 5 年(ネ)第 1 0 0 5 7 号		

○ インターネット競馬新聞の提供等を目的とする控訴人の元従業員らが、在職時、事務所内のパソコン等を使用し、本店所在地を同一とする被控訴人会社の発行するインターネット競馬新聞の発行業務に従事していたが、その後、パソコン等を持ち出して、控訴人を退職し、被控訴人会社の提供するインターネット競馬新聞の発行を継続した事案において、被控訴人会社及び元従業員らは、不正の利益を得る目的で控訴人の営業秘密である情報を使用したとして不正競争行為（不競法 2 条 1 項 7 号）等の成立を認め、差止・削除・廃棄請求を認容するとともに、不競法 5 条 2 項、3 項等に基づく損害賠償請求を一部認容した事例

（事件類型）差止・廃棄、損害賠償、（結論）原判決変更

（関連条文）民法 7 0 9 条、7 1 9 条、不正競争防止法 2 条 1 項 4 号・7 号、3 条 1 項・2 項、4 条、5 条 2 項・3 項、著作権法 2 条 1 項 1 5 号・7 号の 2・9 号の 5、2 1 条、2 3 条、2 7 条、1 1 2 条 1 項・2 項、1 1 4 条 2 項・3 項

（原判決）大阪地方裁判所令和 2 年（ワ）第 4 9 4 8 号

判 決 要 旨

1 控訴人（平成 1 0 年設立）及び被控訴人会社（平成 1 8 年設立。なお、令和元年 7 月 3 0 日まで登記簿上の本店所在地が控訴人と同一であった。）は、いずれもインターネット競馬新聞の提供等を目的とする株式会社であり、それぞれ競馬の勝ち馬を数値で予想する「指数」を算出して掲載している。控訴人元従業員の被控訴人 Y 1 及び Y 2 は、在職時、控訴人事務所内のパソコン等を使用して、被控訴人会社の競馬新聞の発行業務に従事していたが、令和元年 1 0 月 2 7 日深夜から同月 2 8 日未明までにパソコン等を持ち出し、控訴人を退職した上、その後も、被控訴人会社の提供するインターネット競馬新聞（ハイブリッド競馬新聞、マキシマム競馬新聞）の発行を継続した。

2 本件は、控訴人が、被控訴人会社外 3 名に対し、アー 1 控訴人の営業秘密である I D M 指数作成プログラム・指数作成手法・I D M 指数構成要素データ等の情報（本件情報）が記録されたパソコン等を事務所から持ち出し、不正の利益を得る目的で本件情報を使用するなどした行為は、不正競争行為（不競法 2 条 1 項 4 号又は 7 号）に該当すると主張して、本件情報の使用開示等の差止め・記録媒体からの削除・印刷物の廃棄等（不競法 3 条 1 項・2 項）を求め、アー 2 控訴人が著作権を有する I D M 指数作成プログラム（本件プログラム）を利用して競馬新聞を作成し顧客に提供した行為は、著作権侵害行為（著作権法 2 1 条、2 3 条、2 7 条）に該当すると主張して、本件プログラムの使用開示等の差止め・記録媒体からの削除を求め（著作権法 1 1 2 条 1 項・2 項）、ウー 1 被控訴人らは、共謀の上、利益の隠匿による請求権侵害の不法行為並びに不正競争行為及び著作権

侵害行為に及んだと主張して、損害賠償（民法709条、719条、不競法5条2項・3項、著作権法114条2項・3項）を求め、ウー2 被控訴人会社に対する予備的請求として、利益分配契約の債務不履行による損害賠償を求める事案である。

3 本判決は、不競法違反を否定した原判決を変更し、アー1 被控訴人らが不正の利益を得る目的で控訴人の営業秘密である本件情報を使用した行為は、不正競争行為（不競法2条1項7号）に該当するとして、差止・削除・廃棄請求を認め、アー2 本件プログラムは、原告の著作物ではあるが、創作性を認め難いとして、著作権に基づく請求は理由がないとし、ウー1 利益の隠蔽による不法行為及び不正競争行為による損害賠償請求は、1億5039万9456円及び遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由がある（ウー2 被控訴人会社に対する債務不履行による損害賠償請求は、ウー1を超える認容額は認められないとした。）と判断した。

このうち、控訴人の本件情報の営業秘密該当性及び被控訴人らによる不正競争行為等の成立に関する判断の概要は、次のとおりである。

4 本件情報（IDM指数作成プログラム・指数作成手法・IDM指数構成要素データ等）は、これに基づき指数を算定し、控訴人独自のレース予想値として控訴人が発行するインターネット競馬新聞に掲載しているから、有用性が認められ、これらは「社外秘」とされ、業務の必要から従業員全員がアクセスすることができるが、社内ID及びパスワードの入力を必要とし、退職者がいる場合には一斉にパスワードが変更されるから、秘密管理性、非公然性が認められる。よって、本件情報は、原告の営業秘密に該当する。

5 そして、控訴人は、従前から、控訴人従業員が形式的に会社を設立し、売上の70%を控訴人に支払うこと等を条件に控訴人のシステムを使用することを認めていたから、控訴人と被控訴人会社間においては、売上の70～75%相当額を支払うことを条件として、控訴人のシステムであるプログラムやデータを含む控訴人の物的・人的設備を使用することを認める旨の黙示の合意（利益分配契約）があったと推認される。また、ハイブリッド競馬新聞の作成には控訴人のシステムが使用され、被控訴人会社のプログラム言語の変更後も、控訴人の社内で控訴人のシステムを使用して作成されていたこと、被控訴人Y1及びY2が退社した後も、控訴人の発行するインターネット競馬新聞の指数と、ハイブリッド競馬新聞の指数とは類似性・相関性があること等の経緯に照らすと、退職後令和6年8月末までの間においても、被控訴人会社のハイブリッド競馬新聞は、控訴人の営業秘密であるIDM指数作成のための具体的な考慮要素及びその数値化並びにその計算を実行するためのプログラムを利用して発行されていたことが推認される。これらの事実を総合すると、被控訴人らは、共謀の上、退職前は、財産を隠匿するなどして令和元年9月及び10月の被控訴人会社の控訴人に対するハイブリッド競馬新聞の売上の75%相当額の支払を免れさせ、また、退職後は、同年11月以降もハイブリッド競馬新聞の発行を継続することにより不正の利益を得る目的又は原告に損害を加える目的で原告の営業秘密を使用したものと認めるのが相当である。